

# 平成 28 年度 水循環に関する計画等の情報提供 及びその公表に関する要領

平成 28 年 9 月 6 日  
内閣官房水循環政策本部事務局

## 1. 水循環に関する計画等の情報提供について

### (1) 情報提供の主体

計画策定の中心的役割を担う地方公共団体（都道府県、市町村、特別区）又は国の地方支分部局

### (2) 情報提供の対象となる計画等

地域における「水循環に関する計画等」は、水系全体を対象とするものから支川などの小流域を対象とするもの、地域の水循環に関する基本的な理念を示したものから水循環における様々な課題（水量・水質の確保、水源の保全と涵養、地下水の保全と利用、生態系の保全、災害対策、災害時や渇水時等の危機管理など）を扱うものまで、様々な種類があります。また、水循環基本計画の策定前より地域において取組を進め策定された計画もあれば、水循環基本計画の策定後に新たに策定した計画もあると考えております。

今回は、全国において策定された様々な「水循環に関する計画等」のうち、事前チェックシート（様式 2 参照）に照らして、「流域水循環計画」に該当すると考えられる計画等を幅広く情報提供していただきたいと考えております。

なお、個別の施策・事業に関する法定計画（地域森林計画、河川整備計画、流域別下水道総合計画等）は、流域水循環計画に該当しないため、情報提供の対象外とします。

### (3) 情報提供に必要となる資料

情報提供に際しては、計画毎に、（様式 1）および（様式 2）を記入し、③～⑤を参考資料として添付の上、「3. 情報提供・問合せ先」に郵送又はメールで提出をお願い致します。なお、③～⑤については、該当する資料が掲載されているウェブサイトの URL を記載頂いても構いません。

#### ① 「水循環に関する計画等」の情報提供について

（様式 1－①又は様式 1－②）

#### ② 事前チェックシート

（様式 2）

#### ③ 「水循環に関する計画等」の本文

#### ④ 対象とする流域を図示したもの

#### ⑤ 流域において関係する公的機関、事業者、団体、住民等がそれぞれ連携し

て活動していることが分かる資料（例：計画等を策定した組織の設置要綱またはそれに準ずるもの）

#### （４）情報提供された計画等の取り扱い

- ・ 情報提供された「水循環に関する計画等」は、以下の手順で取り扱います。  
（参考資料 参照）
  - ① 水循環事務局において、流域水循環計画に該当するかの確認を行う。
  - ② 上記①で確認が取れた「水循環に関する計画等」について水循環事務局として、「流域水循環計画」と位置付ける。
  - ③ 上記②で「流域水循環計画」として位置付けた計画の公表方法について、情報提供いただいた公的機関に確認を行う。
  - ④ 上記③で公表することの同意が得られた「流域水循環計画」をウェブサイトで公表する。
  
- ・ 流域水循環計画として位置付けた後も、必要に応じて計画の進捗状況等について確認し、情報提供頂いた内容と齟齬が確認された場合には、流域水循環計画としての位置付けの適否について検討させて頂くことがあります。

#### （５）その他

- ・ 情報提供に際して質問・相談などありましたら、水循環事務局（３．情報提供・問合せ先に同じ）に事前に問合せください。
  
- ・ 情報提供頂いた計画等を「流域水循環計画」として位置付けるために必要な期間については、情報提供頂いた際に個別にお知らせ致します。

## 2. 水循環に関する協議会等の情報提供について

### (1) 情報提供の主体

水循環に関する協議会等の事務局などを担っている地方公共団体（都道府県、市町村、特別区）又は国の地方支分部局

### (2) 情報提供の対象となる協議会等

水循環基本計画の策定を機に、「流域水循環計画」の策定、又は、既存の「水循環に関する計画」を「流域水循環計画」に改定するなどの取組を行っている協議会等に対し、「流域水循環計画」の策定に資する情報提供などの支援を行いたいと考えています。このため、積極的に水循環に関する取組を行っている協議会等について情報提供ください。

### (3) 情報提供に必要となる資料

情報提供に際しては、協議会毎に、(様式3)を記入し、②～⑤を参考資料として添付の上、「3. 情報提供・問合せ先」に郵送又はメールで提出をお願い致します。なお、②～⑤については、該当する資料が掲載されているウェブサイトのURLを記載頂いても構いません。

- ① 「水循環に関する協議会等」の情報提供について (様式3)
- ② 対象とする流域を図示したもの
- ③ 協議会の構成員一覧（地方公共団体、国の地方支分部局、有識者、利害関係者等）
- ④ 情報提供する協議会の設置要綱またはそれに準ずるもの
- ⑤ 水循環に関する計画（※）

※ 作成されている場合のみ。なお、計画等の情報提供をする場合でも別途提出ください。

### (4) 情報提供された協議会等への支援など

- ・ 情報提供された協議会等の内、支援を希望される協議会等に対し、流域水循環計画の策定に向けた情報提供などの支援を行います。
- ・ 情報提供された協議会等については、水循環事務局より活動状況について確認させて頂くことがあります。

### (5) その他

- ・ 情報提供に際して質問・相談などありましたら、水循環事務局（3. 情報提供・問合せ先に同じ）に事前に問合せください。

### 3. 情報提供・問合せ先

担当者：内閣官房水循環政策本部事務局 正木、東郷、石黒

住 所：〒100-8918

東京都千代田区霞が関 2-1-3 中央合同庁舎 3 号館

電 話：03-5253-8389（直通） F A X：03-5253-1582

E-mail：masaki-t2cz@mlit.go.jp

togo-t249@mlit.go.jp

ishiguro-j2ui@mlit.go.jp

※ メールにて情報提供または問合せいただく際には、上記3名にお願い致します。

## 流域水循環計画としての確認及び公表の流れ

————▶ 必要な流れ      - - - - -▶ 必要に応じて行う流れ

